

第3期

長泉町子ども・子育て支援事業計画

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国では少子化が急激に進行し、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。このような現状を受け、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同年12月には「こども大綱」が策定されました。

本町においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期長泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“笑顔があふれるまち ながいずみ～子どもが輝き子育てが楽しい 心ふれあうまちをめざして～”を基本理念に掲げ、教育・保育や子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、未来の長泉町を支えるこどもたちの成長を地域で支え、未来に夢と希望をもてるまちづくりを進めてきました。

このたび、令和6年度をもって第2期の計画期間が終了することから、子ども・子育て支援策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含しています。

なお、こども基本法第10条第2項で「市町村こども計画」の策定が努力義務とされていることから、本計画と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「長泉町子ども・若者計画」（令和7年度中に策定予定）を一体として、こども基本法に基づく「長泉町こども計画」として位置づけることとします。

3. 計画の期間

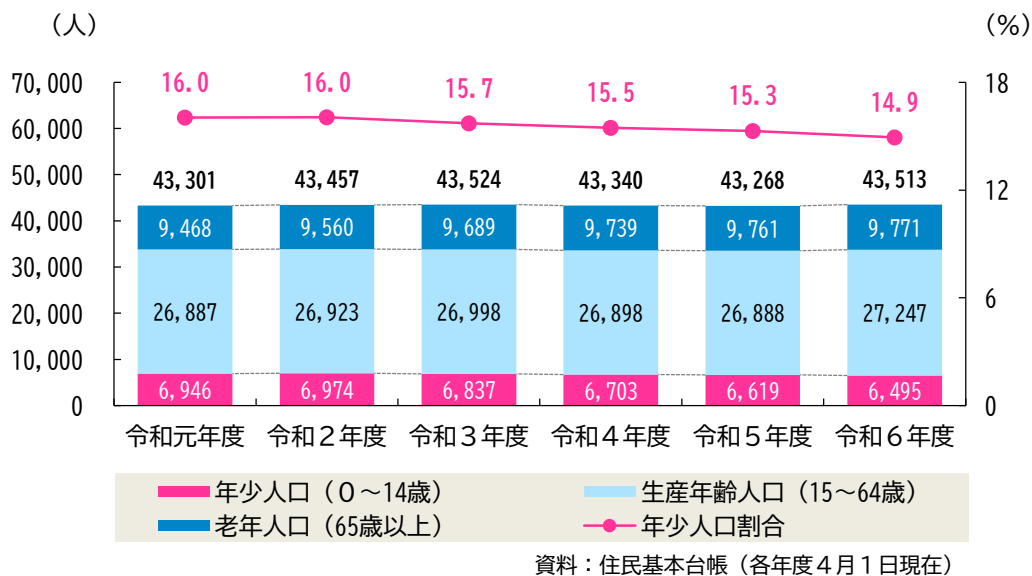
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画（本計画）					次期計画 ※予定
	計画策定	長泉町子ども・若者計画				

※計画期間内において、子ども・子育て支援に関連する状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

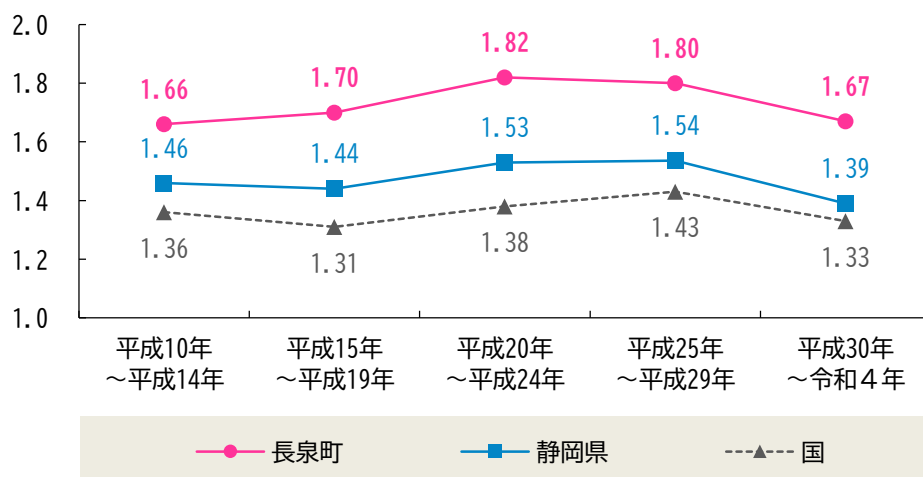
長泉町のこども・子育て環境を取り巻く現状

1. 年齢3区分別人口・年少人口割合の推移



- 本町の総人口は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和6年度は43,513人となっています。
- 年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は、令和3年度以降減少傾向にあり、令和6年度は6,495人となっています。
- 総人口に占める年少人口の割合は低下しており、令和6年度には14.9%となっています。

2. 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

- 本町の合計特殊出生率は、平成20年～平成24年に1.82まで上昇したのち、平成30年～令和4年には1.67まで低下していますが、静岡県や国の数値を上回って推移しています。

本計画の基本的な考え方

1. 基本理念

- 令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考えること、そしてこども自身の意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。
- 「こどもまんなか社会」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送れることがあるべき姿とされています。
- 本町では、「第5次長泉町総合計画」において、『みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち～優しく育む 豊かで安心な ながいずみ～』を目指すまちの姿としています。総合計画との整合を図るため、そのうちの基本目標2「全ての人の成長と活躍を 育む ながいずみ」を踏まえ、本計画では、以下の基本理念を定め、より充実した子育て支援施策を推進していきます。

基本理念

全てのこどもの健やかな成長を育むまち ながいずみ

2. 基本方針

本計画においては5つの基本方針を設定し、多様なこども・子育て施策を推進していきます。

基本方針 1

親と子の心身の健康を守るまち

基本方針 2

全ての家庭が安心して子育てできるまち

基本方針 3

のびのび子育てにスクラムを組むまち

基本方針 4

子育て世帯へのきめ細かな支援に取り組むまち

基本方針 5

こどもの豊かな学びと遊びを支えるまち

施策の推進

基本方針1 親と子の心身の健康を守るまち

基本施策	施策の方向性
1 健やかな妊娠・出産・育児への支援	(1) 妊産婦保健指導の充実
	(2) 妊産婦健康診査等の充実
	(3) 乳幼児健康診査の充実
	(4) 健康教育・健康相談の充実
	(5) 乳幼児の歯科保健の充実
2 こどもの健康づくりの推進	(1) こどもの心身の健康確保
	(2) 健康的な生活を支える食育の推進
3 母子医療体制の確保	(1) 地域救急医療体制の確保・充実

基本方針2 全ての家庭が安心して子育てできるまち

基本施策	施策の方向性
1 教育・保育の場及び地域子ども・子育て支援事業の充実	(1) 教育・保育の場及び地域子ども・子育て支援事業の充実
2 子育て家庭への経済的支援	(1) 医療費等の助成
	(2) 養育費等の負担軽減
	(3) 保育料・教育費等の負担軽減
3 仕事と子育ての両立の推進	(1) 父親の育児・家事の参画促進
	(2) 母親の就業への支援

基本方針3 のびのび子育てにスクラムを組むまち

基本施策	施策の方向性
1 家庭の子育て力・教育力の向上への支援	(1) 家庭・地域への意識啓発の充実
	(2) 子育て支援サービスの充実・強化
2 地域の子育て力の強化	(1) 地域サポートシステムの構築
	(2) 交流の場の充実と交流促進
	(3) 相談機能の充実
	(4) 子育て情報の提供
	(5) こどもの居場所づくりの推進
	(6) 良質な子育て住宅の確保

基本方針4 子育て世帯へのきめ細かな支援に取り組むまち

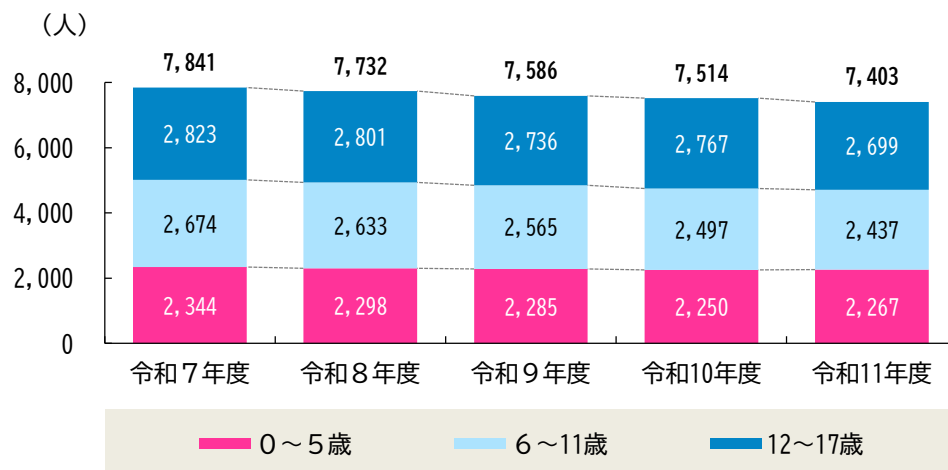
基本施策	施策の方向性
1 ひとり親家庭等への支援	(1) 自立支援の充実
	(2) 情報提供・相談の充実
2 障がい児等の健全な育成と 安心な生活への支援	(1) 障がい等の早期発見・相談の充実
	(2) 各種サービス等の充実
3 児童虐待防止対策の充実・強化	(1) 虐待予防策の推進
	(2) 児童虐待の早期発見・対応への取り組み
4 こどもの貧困対策の推進	(1) 教育への支援
	(2) 生活への支援
	(3) 保護者の就労への支援
	(4) 経済的支援

基本方針5 こどもの豊かな学びと遊びを支えるまち

基本施策	施策の方向性
1 こどもの個性を活かす教育の推進	(1) 地域に開かれた学校づくりの推進
	(2) 心を育てる教育の推進
	(3) 読書活動の推進
	(4) 基礎学力の向上と個性を培う学校教育の推進
2 こどもが多様な経験を積める 環境の整備	(1) こどもの地域活動・ボランティア活動への参加促進
	(2) 青少年活動・交流活動の活性化
	(3) 文化・スポーツ活動環境の充実
	(4) こどもの声を町政に活かす取り組みの推進
3 こどもを安心して産み育てられる 環境の構築	(1) こどもの問題行動の防止・支援
	(2) バリアフリーのまちづくり
	(3) 安全で住みよいまちづくり

各事業の量の見込み及び確保方策

1. 長泉町のこども人口の推計



※コーホート変化率法（同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を算出し、変化率に基づいて将来人口を推計する方法）に基づいて算出

- 本町の0歳～17歳のこども人口の総数は減少傾向にあり、令和11年度においては7,403人と推計されます。

2. 【教育・保育事業】量の見込みと確保方策

計画期間中における確保の内容の値が、量の見込みを上回るように算定しました。

事業区分			令和7年度	令和11年度	事業内容
教育事業	1号認定・2号認定	量の見込み	699人	646人	満3歳以上の就学前のこどものうち、保育の必要性が低いとされるこどもを対象に、幼稚園や認定こども園等にて日中の教育を行う事業です。
		確保の内容	831人	831人	
保育事業	2号認定	量の見込み	513人	475人	満3歳以上の就学前のこどものうち、保育の必要性が高いとされるこどもを対象に、保育所（園）や認定こども園等にて日中の保育を行う事業です。
		確保の内容	618人	618人	
	3号認定（0歳児）	量の見込み	105人	104人	満3歳未満の就学前のこどものうち、保育の必要性が高いとされるこどもを対象に、保育所（園）や認定こども園等にて日中の保育を行う事業です。
		確保の内容	113人	113人	
	3号認定（1歳児）	量の見込み	175人	175人	
		確保の内容	180人	180人	
	3号認定（2歳児）	量の見込み	191人	201人	
		確保の内容	229人	229人	
	3号認定の保育利用率		46.6%	46.0%	

3.【地域子ども・子育て支援事業】確保する事業量

「子ども・子育て支援法」で定められている「地域子ども・子育て支援事業」について、次のように事業量を確保します。

★印がついている事業は、今期計画から新たに地域子ども・子育て支援事業に盛り込まれた事業です。

事業名	確保する事業量		事業内容
	令和7年度	令和11年度	
延長保育事業	981人/年 13箇所	981人/年 13箇所	保育所（園）・認定こども園において、保育時間（標準時間11時間、短時間8時間）を超えた時間に、こどもを預かる事業です。
放課後児童健全育成事業	660人 10箇所	660人 10箇所	就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後や学校休業中に専用の施設や空き教室を活用し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。
子育て短期支援事業	20人日/年 2箇所	20人日/年 2箇所	保護者の病気や仕事等の理由により家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設等で一定期間の預かりや支援を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	55,500人回/年 3箇所	55,500人回/年 3箇所	こどもの自由な遊びや仲間づくりの場を提供するとともに、子育て世帯が気軽に集い、保護者同士の交流や子育てに関する不安や悩みを相談することができる事業です。
一時預かり事業 ①幼稚園・認定こども園	166,200人日/年 9箇所	166,200人日/年 9箇所	幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした一時預かりは、教育時間終了後に預かりを行います。それ以外のものについては、保護者の急病などにより、緊急かつ一時的に保育が必要となる場合や、育児疲れの解消や私的な理由で一時的な保育が必要となる場合など、理由を問わずこどもを預かる事業で、こども交流センターや民間保育所（園）等で実施しています。
②その他の施設	5,448人日/年 4箇所	5,448人日/年 4箇所	
病児・病後児保育事業	1,200人日/年 1箇所	1,200人日/年 1箇所	就労等の理由により保護者が病気の児童を家庭で保育することが困難な場合に、病院等において一時的に保育する事業です。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	1,630人日/年	1,630人日/年	子育てを援助したい方と子育てを応援して欲しい方が会員となり、小学6年生までの児童を対象に、保育所（園）や習い事への送迎、保育所（園）・小学校の終業時刻前後にこどもを預かるなどの助け合いを会員間で相互に行う事業です。
利用者支援事業 ①基本型	0箇所	3箇所	こどもやその保護者、妊婦等の身近な場所において、教育・保育・保健・その他の子育て支援の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施することにより、利用者のニーズに合う適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。
②特定型	1箇所	1箇所	
③こども家庭センター型	1箇所	1箇所	
妊婦健康診査事業	5,278人回/年	5,236人回/年	妊婦と胎児の健康・発育状態を医師等が確認し、異常の早期発見や早期対応を図り、妊娠各期に応じた保健指導を受ける機会を確保することで、安心して妊娠期間を過ごし、出産を迎えられるよう健康診査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	377人/年	374人/年	乳児の健やかな成長と子育て世帯の安心を支えるため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に保健師等が訪問し、こどもの発育や育児についての相談、町の母子保健事業の説明などを行う事業です。
養育支援訪問事業	60人/年	60人/年	養育支援を必要とする家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、家庭での適切な養育環境の確保を図る事業です。
★子育て世帯訪問支援事業	20人日/年	20人日/年	家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴・助言を行うとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

事業名	確保する事業量		事業内容
	令和7年度	令和11年度	
★児童育成支援拠点事業	0人	20人	家庭や学校に居場所のない児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童や家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
★親子関係形成支援事業	0人	20人	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じ、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、保護者同士の情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行う事業です。
★産後ケア事業	120人日/年	120人日/年	医療機関や助産院または自宅において、出産後、家事や育児等に対して十分な支援が得られず、体調や心の状態が不安定な母親や育児に不安を感じている母親が助産師等のケアを受けることができる事業です。
★妊婦等包括相談支援事業	1,146人回/年	1,137人回/年	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、保健師等の専門職による伴走型の相談支援を継続的に実施する事業です。
★乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ①0歳	2人 (令和8年度)	4人	幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業所等を利用していない生後6か月から満3歳未満までのこどもを対象に、月10時間を上限とした預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を通じたこどもの成長を促す制度です。
②1歳	6人 (令和8年度)	12人	
③2歳	4人 (令和8年度)	8人	
実費徴収に係る補足給付を行う事業 ①日用品等	3人/年	3人/年	低所得世帯及び多子世帯の経済的負担軽減を図るため、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等の利用に係る日用品等や副食費に対する助成を行う事業です。
②副食費	35人/年	35人/年	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	—	幼稚園・保育所(園)・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力の活用を促進するための事業です。

計画の進捗管理

- 本計画の進捗管理においては、計画に沿って各施策・事業が適切に実施されているか、事務局が年度ごとに進捗状況を把握し、目標に対する評価を実施します。
- 計画の着実な推進のため、PDCAサイクルに従った点検・評価・改善・実施に取り組んでいきます。

第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年3月

発行：長泉町こども未来課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

TEL：055-989-5573 FAX：055-989-5993